

(平成22年2月3日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認熊本地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

4 件

国民年金関係

4 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 5 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 5 月から 55 年 3 月まで

私は、昭和 44 年 10 月に結婚し、20 歳になった 45 年*月から国民年金保険料を納付していた。申立期間当時、義母が地区の集金人に義母と夫と私の三人分の保険料を納付していた。義母や夫だけが保険料を納めて、私が納めていないということはありませんので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 45 年 5 月に、申立人の義母が申立人の国民年金の加入手続を行ったか、又は、役場が自動的に申立人の国民年金手帳記号番号を払い出したのではないかと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、55 年 4 月に A 町（現在は、B 市）において払い出されており、その時点では、申立期間の大部分は時効により国民年金保険料を納付できない上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、B 市役所が保管する国民年金保険料徴収明細書及び国民年金保険料組合納入記録には、申立期間に係る申立人の居住地区における国民年金加入者に係る保険料の納付状況が世帯ごとに記録されているが、申立期間については、申立人が一緒に納付したとする申立人の夫及び義母の氏名は確認できるものの、申立人の氏名は無く、申立人の氏名は、申立期間直後の昭和 55 年度から同納入記録に記載されていることが確認できることから、申立期間当時、申立人が、申立期間の国民年金保険料を申立人の夫及び義母と一緒に納付していたとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納

付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年3月から49年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正3年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年3月から49年2月まで

国民年金の加入手続及び申立期間に係る国民年金保険料の納付は、妻が行った。申立期間が未加入とされていることに納付できない。

(注) 申立では、死亡した申立人の子が申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の妻が申立人に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったと主張しているが、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえず、申立期間は国民年金の未加入期間であることから、申立人は保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、国民年金の加入手続及び申立期間に係る国民年金保険料を納付していたとされる申立人の妻から当時の納付状況等を聴取することができないため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人の妻が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年3月から45年3月までの期間及び50年10月から51年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年3月から45年3月まで
② 昭和50年10月から51年3月まで

国民年金の加入手続は20歳になった昭和39年*月ごろ母が行い、申立期間に係る国民年金保険料の納付も母が行ったと思う。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、20歳ごろ、申立人の母親が申立人に係る国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和45年7月に払い出されており、その時点では、申立期間の大半は時効により納付できない期間であるとともに、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない上、申立人の母親は既に死亡しており、申立人自身は保険料の納付に参与していないため、保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間②については、国民年金手帳記号番号が申立人と連番で払い出されている申立人の元妻も国民年金保険料が未納である上、申立人自身も恐らく納付していないと思うと証言しており、申立人が申立期間に係る保険料を納付していたとは考え難い。

さらに、申立期間①及び②については、申立人の母親及び申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

熊本国民年金 事案 506

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から58年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和53年4月から58年11月まで
申立期間当時、A市に居住しており、夫は長年勤めていた会社を退職し、自営業を始めた。そのとき将来のためと思い夫婦とも国民年金に加入し、近くの郵便局で夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたのに、申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年7月ごろ国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、A市が保管する国民年金被保険者名簿により、申立人は58年12月15日に国民年金の任意加入の届出を行い、その日に被保険者資格を取得したことが確認できる上、申立人が所持する年金手帳においても、58年12月15日にA市において国民年金の任意加入の届出により初めて被保険者となったと記載されていることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができなかつたものと考えられ、また、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。